

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程	1
訓令	
公営企業局訓令	
教育委員会訓令	
警察本部訓令	
監査委員訓令	

高知県訓令第17号

高知県公営企業局訓令第8号
高知県教育委員会訓令第10号
高知県警察本部訓令第20号
高知県監査委員訓令第2号

本
各
出
先
機
関
公
営
企
業
局
本
局
公
営
企
業
局
各
事
業
所
公
営
企
業
局
各
病
院
教
育
委
員
会
事
務
局
教
育
委
員
会
事
務
局
警
察
本
部
警
察
察
署
監
査
委
員
事
務
局

高知県南海地震対策推進本部設置規程を次のように定める。

平成19年4月1日(掲示済)

高知県知事	橋本 大二郎
高知県公営企業局長	中澤 彰穂
高知県教育委員会委員長	宮地 彌典
高知県警察本部長	鈴木 基久
高知県代表監査委員	奴田原 訂

高知県南海地震対策推進本部設置規程
(設置)

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

第1条 南海地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進をするため、高知県南海地震対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。
(構成)

第2条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、知事をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
(職務)

第3条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 本部員は、本部長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進本部の事務に参画するものとする。
(所掌事務)

第4条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 南海地震対策の検討、総合的な調整及び施策の円滑な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、南海地震対策に関連する重要な事項に関すること。
(幹事会)

第5条 推進本部の活動を補佐するとともに、必要に応じ、各課室が行う事業を調整するため、推進本部の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長は、危機管理部副部長をもって充てる。
4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
(検討チーム)

第6条 本部長は、南海地震対策を進める上で調整及び整理を要すると認めた事項について、推進本部の下に検討チームを設置し、当該事項を検討させることができる。

2 前項の規定により設置される検討チーム(次項において「検討チーム」という。)の名称、所掌事務、構成員等は、本部長が定める。
3 検討チームは、必要に応じ、幹事会と調整を行うものとする。
(学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じ、推進本部及び幹事会に学識経験者、防災関係機関の職員等の参画を求めることができる。
(事務局)

第8条 推進本部の事務を処理するため、推進本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、危機管理部地震・防災課長をもって充てる。
4 事務局職員は、危機管理部地震・防災課の職員をもって充てる。
(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

部局連携官
総務部長
政策企画部長
危機管理部長
健康福祉部長
文化環境部長
商工労働部長
観光部長
農業振興部長
森林部長
海洋部長
産業技術部長
土木部長
会計管理局長
教育長
警察本部長
公営企業局長
監査委員事務局長

別表第2 (第5条関係)

総務部総務企画課長
政策企画部企画調整課長
危機管理部危機管理課長
健康福祉部健康福祉企画課長
文化環境部文化環境企画課長
商工労働部商工労働企画課長
観光部観光振興課長
農業振興部農政企画課長
森林部森林企画課長
海洋部海洋企画課長
産業技術部産業技術振興課長
土木部土木企画課長
会計管理局会計企画課長
教育委員会事務局教育政策課長
警察本部警備部警備第二課長
公営企業局総務課長